

## 校内服（ジャージ・体操服）での登下校について

令和5年9月26日（追加）

二中の歴史と伝統を大切にし、制服を正しく着用することを前提に、以下の場合、校内服（ジャージ・体操服）での登下校を生徒、保護者の判断のもと、着用することを認めます。

なお、その際に保護者からの連絡や、生徒からの申し出をする必要はありませんが、教職員から理由を聞かれた際は、理由を述べられるようにしてください。

- 1 腕や脚部等のけがで、制服の着脱が困難である場合（通年）

※制服、校内服、どちらも困難である場合は担任に相談してください。

- 2 荒天、台風などで大きく濡れてしまうことが予想される場合（通年）
- 3 汚れや破れ、紛失等で制服を用意できない状況になった場合（通年）
- 4 暑さ対策として、シャツ、ズボン、スカートの重ね着が厳しいと判断した場合（夏季）

※7月～9月、熱中症警戒アラートが発表されたときや、猛暑日のときなど。

（あくまで目安です）